

【全額控除されるふるさと納税額(年間上限額)の目安】

自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税(復興特別所得税を含む)及び個人住民税から控除される、ふるさと納税額の目安一覧(平成27年以降)です。

ふるさと納税を行う方の給与収入と家族構成別で表にしていますので、参考にしてください。

全額控除されるふるさと納税額の年間上限を超えた金額については、全額控除の対象となりませんのでご注意ください。

※ 掲載している表には、制度改正によって、平成27年から拡充された控除額上限が反映されています。

※ 掲載している表は、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けていない給与所得者のケースとなります。

年金収入のみの方や事業者の方、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けている給与所得者の方の控除額上限は表とは異なりますのでご注意ください。

※ 社会保険料控除額について、給与収入の15%と仮定しています。

※ **掲載している表はあくまで目安です。**

ふるさと納税を行う方 本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成					
	独身又は共働き ※1	夫婦※2又は共働き +子1人(高校生※3)	共働き+子1人 (大学生※3)	夫婦+子1人(高校生)	共働き+子2人 (大学生と高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	-
325万円	31,000円	23,000円	18,000円	14,000円	10,000円	3,000円
350万円	34,000円	26,000円	22,000円	18,000円	13,000円	5,000円
375万円	38,000円	29,000円	25,000円	21,000円	17,000円	8,000円
400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
425万円	45,000円	37,000円	33,000円	29,000円	24,000円	16,000円
450万円	52,000円	41,000円	37,000円	33,000円	28,000円	20,000円
475万円	56,000円	45,000円	40,000円	36,000円	32,000円	24,000円
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
525万円	65,000円	56,000円	49,000円	44,000円	40,000円	31,000円
550万円	69,000円	60,000円	57,000円	48,000円	44,000円	35,000円
575万円	73,000円	64,000円	61,000円	56,000円	48,000円	39,000円
600万円	77,000円	69,000円	66,000円	60,000円	57,000円	43,000円
625万円	81,000円	73,000円	70,000円	64,000円	61,000円	48,000円
650万円	97,000円	77,000円	74,000円	68,000円	65,000円	53,000円
675万円	102,000円	81,000円	78,000円	73,000円	70,000円	62,000円
700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円	75,000円	66,000円
725万円	113,000円	104,000円	88,000円	82,000円	79,000円	71,000円
750万円	118,000円	109,000円	106,000円	87,000円	84,000円	76,000円
775万円	124,000円	114,000円	111,000円	105,000円	89,000円	80,000円
800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円	107,000円	85,000円
825万円	135,000円	125,000円	122,000円	116,000円	112,000円	90,000円
850万円	140,000円	131,000円	127,000円	121,000円	118,000円	108,000円
875万円	145,000円	136,000円	132,000円	126,000円	123,000円	113,000円
900万円	151,000円	141,000円	138,000円	132,000円	128,000円	119,000円
925万円	157,000円	148,000円	144,000円	138,000円	135,000円	125,000円
950万円	163,000円	154,000円	150,000円	144,000円	141,000円	131,000円
975万円	170,000円	160,000円	157,000円	151,000円	147,000円	138,000円
1,000万円	176,000円	166,000円	163,000円	157,000円	153,000円	144,000円
1,100万円	212,000円	193,000円	189,000円	183,000円	180,000円	170,000円
1,200万円	239,000円	229,000円	226,000円	219,000円	206,000円	197,000円
1,300万円	268,000円	258,000円	255,000円	249,000円	245,000円	235,000円
1,400万円	351,000円	339,000円	335,000円	328,000円	274,000円	264,000円
1,500万円	386,000円	374,000円	370,000円	362,000円	358,000円	346,000円
1,600万円	420,000円	408,000円	404,000円	397,000円	392,000円	381,000円
1,700万円	455,000円	443,000円	439,000円	431,000円	427,000円	415,000円
1,800万円	489,000円	477,000円	473,000円	466,000円	461,000円	450,000円
1,900万円	525,000円	513,000円	509,000円	501,000円	497,000円	485,000円
2,000万円	560,000円	548,000円	544,000円	537,000円	532,000円	521,000円
2,100万円	596,000円	584,000円	580,000円	572,000円	568,000円	556,000円
2,200万円	631,000円	619,000円	615,000円	608,000円	603,000円	592,000円
2,300万円	763,000円	750,000円	745,000円	743,000円	739,000円	727,000円
2,400万円	804,000円	791,000円	786,000円	777,000円	772,000円	759,000円
2,500万円	845,000円	831,000円	826,000円	818,000円	813,000円	800,000円

※1 「共働き」は、ふるさと納税を行う方本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケースを指します。

(配偶者の給与収入が141万円以上の場合)

※2 「夫婦」は、ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケースを指します。(ふるさと納税を行う方本人が配偶者控除を受けている場合)

※3 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。

※4 中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。

例えば、「夫婦子1人(小学生)」は、「夫婦」と同額になります。また、「夫婦子2人(高校生と中学生)」は、「夫婦子1人(高校生)」と同額になります。